

訪問看護利用料金表(介護保険) 要介護の方

(平成30年4月1日現在)

項目	単位数	金額		備考
		1割負担	2割負担	
①基本額 (看護)	311単位	346円	692円	20分未満のサービス1回あたり
	467単位	519円	1,038円	30分未満のサービス1回あたり
	816単位	907円	1,814円	30分以上60分未満のサービス1回あたり
	1,118単位	1,243円	2,485円	60分以上90分未満のサービス1回あたり
(リハビリ)	296単位	329円	658円	20分以上(1回)
	592単位	658円	1,316円	40分以上(2回)
	798単位	887円	1,774円	60分以上(3回)
				◆1日に2回を超えて(=3回以上)訪問を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。 ◆一人の利用者につき週6回を限度とする。
②加算額				
【緊急時訪問看護加算】	574単位	638円	1,276円	利用者の同意を得て、緊急訪問を必要に応じて行う場合の加算 (月1回)
【特別管理加算Ⅰ】	500単位	556円	1,112円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合の加算 (別紙参照)
【特別管理加算Ⅱ】	250単位	278円	556円	
			(どちらか月1回)	
【初回加算】	300単位	334円	668円	新規利用者の初回訪問看護を行った月に加算
【退院時共同指導加算】	600単位	668円	1,335円	退院・退所の利用者に対して、主治医と連携して、在宅生活における指導を行い、その内容を文書により提供した場合の加算 (退院・退所後の初回訪問時に算定)
【夜間早朝加算】		訪問看護費に25/100加算		早朝(6時~8時) 夜間(18~22時)にサービスを提供する場合
【深夜加算】		訪問看護費に50/100加算		
【ターミナルケア加算】	2,000単位	2,224円	4,448円	ターミナルケアを行った場合の加算 (行った月)
【長時間訪問看護加算】	300単位	334円	668円	特別管理加算 算定者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き、通算して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)
【複数名訪問加算】	254単位	282円	565円	30分未満(1回につき)
	402単位	447円	894円	30分以上(1回につき)
③利用者負担額の 計算方法	(①②の計算による1か月のサービス合計単位数×11.12円)×各利用者の自己負担割合			

訪問看護利用料金表(医療保険)

(平成30年4月1日現在)

【後期高齢者(75歳以上)】	1割、現役並みの所得者の方は3割						
【各種健康保険】	高齢受給者(70歳から74歳) 2割、現役並み所得者は3割						
【国民健康保険】	一般(70歳未満) 3割(6歳未満は2割)						
項目	金額			項目	金額		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
【訪問看護管理療養費】月初め	740円	1,480円	2,220円	2回目以降	298円	596円	894円
【訪問看護基本療養費Ⅰ】1日につき。厚生労働大臣が定める疾病等は週4回以上の訪問が認められる。							
週3回まで	555円	1,110円	1,665円	週4回以降	655円	1,310円	1,965円
【訪問看護基本療養費Ⅱ】1日につき。同一建物住居において、同一日に2人の場合。厚生労働大臣が定める疾病等は週4回以上の訪問が認められる。							
週3回まで	555円	1,110円	1,665円	週4回以降	655円	1,310円	1,965円
【訪問看護基本療養費Ⅲ】1日につき。同一建物住居において、同一日に3人の場合。厚生労働大臣が定める疾病等は週4回以上の訪問が認められる。							
週3回まで	278円	556円	834円	週4回以降	328円	656円	984円
【訪問看護基本療養費Ⅲ】	850円	1,700円	2,550円	入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回			
【精神科訪問看護基本療養費Ⅰ】1日につき。精神訪問看護特別指示期間内は週4回以上の訪問が認められる。							
週3回まで 30分以上	425円	850円	1,275円	週4回以降 30分以上	510円	1,020円	1,530円
週3回まで 30分未満	555円	1,110円	1,665円	週4回以降 30分以上	655円	1,310円	1,965円
【複数名訪問看護加算】	430円	860円	1,290円	週1回、看護師の訪問時に算定。			
【夜間・早朝訪問看護加算】	210円	420円	630円	6時～8時, 18時～22時			
【深夜訪問看護加算】	420円	840円	1,260円	22時～6時			
【24時間対応体制加算】	640円	1,280円	1,920円	1月につき			
【退院時共同指導加算】	800円	1,600円	2,400円	2回まで			
【退院時特別管理指導加算】	200円	400円	600円				
【退院時支援指導加算】	600円	1,200円	1,800円				
【在宅患者連携指導加算】	300円	600円	900円	1月につき			
【在宅患者緊急時等カンファレンス加算】	200円	400円	600円	1月につき2回まで			
【特別管理加算Ⅰ】	500円	1,000円	1,500円	週1回、看護師の訪問時に算定。			
【特別管理加算Ⅱ】	250円	500円	1,250円	週1回、看護師の訪問時に算定。			
【訪問看護情報提供療養費】	150円	300円	450円	1月につき			
【ターミナルケア療養費1】	2,500円	5,000円	7,500円				
【複数回訪問看護加算】2回目	450円	900円	1,350円	3回目	350円	700円	1,050円
【長時間訪問看護加算】	520円	1,040円	1,560円	週1回、看護師の訪問時に算定。			

訪問看護利用料金表(介護保険対象外, 医療保険対象外)

(平成30年4月1日現在)

【自費による訪問看護】	日中 9時～17時	30分毎に5,000円加算
	早朝6時～8時, 夜間18時～22時	30分毎に6,250円加算
	深夜22時～6時	30分毎に7,500円加算
【自費による訪問リハビリ】	日中 9時～17時	20分毎に3,250円加算

訪問看護利用料金表(介護保険) 要支援の方

(平成30年4月1日現在)

項目	単位数	金額		備考
		1割負担	2割負担	
①基本額 (看護)	300単位	337円	674円	20分未満のサービス1回あたり
	448単位	498円	996円	30分未満のサービス1回あたり
	787単位	875円	1,750円	30分以上60分未満のサービス1回あたり
	1,080単位	1,201円	2,402円	60分以上90分未満のサービス1回あたり
(リハビリ)	286単位	318円	636円	20分以上(1回)
	572単位	636円	1,272円	40分以上(2回)
	771単位	857円	1,714円	60分以上(3回)
				◆1日に2回を超えて(=3回以上)訪問を行う場合、1回につき所定単位数に90/100を乗じた単位数で算定する。 ◆一人の利用者につき週6回を限度とする。
②加算額				
【緊急時訪問看護加算】	574単位	638円	1,276円	利用者の同意を得て、緊急訪問を必要に応じて行う場合の加算 (月1回)
【特別管理加算Ⅰ】	500単位	556円	1,112円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けた場合の加算 (別紙参照) (どちらか月1回)
【特別管理加算Ⅱ】	250単位	278円	556円	
【初回加算】	300単位	334円	668円	新規利用者の初回訪問看護を行った月に加算
【退院時共同指導加算】	600単位	668円	1,335円	退院・退所の利用者に対して、主治医と連携して、在宅生活における指導を行い、その内容を文書により提供した場合の加算 (退院・退所後の初回訪問時に算定)
【夜間早朝加算】		訪問看護費に25/100加算		早朝(6時~8時) 夜間(18~22時)にサービスを提供する場合
【深夜加算】		訪問看護費に50/100加算		深夜(22時~6時)にサービスを提供する場合
【ターミナルケア加算】	2,000単位	2,224円	4,448円	ターミナルケアを行った場合の加算 (行った月)
【長時間訪問看護加算】	300単位	334円	668円	特別管理加算 算定者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き、通算して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)
【複数名訪問加算】	254単位	282円	565円	30分未満(1回につき)
	402単位	447円	894円	30分以上(1回につき)
㊦利用者負担額の 計算方法	(①②の計算による1か月のサービス合計単位数×11.12円)×各利用者の自己負担割合			